



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年11月27日火曜日 第1917号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県税の収納事務の委託.....	1268
愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	1268
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	1268
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	1269
保安林の指定施業要件の変更.....	1269
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1270
道路の供用開始（県道才之原菊間線）.....	1271
道路の供用開始（県道才之原菊間線）.....	1271
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	1271
道路の供用開始（県道北条玉川線）.....	1271
道路の供用開始（県道新居浜港線）.....	1272

告 示

○愛媛県告示第1766号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 委託した事務の範囲及び内容

受託者の本支店及び出張所並びに受託者が銀行代理店契約を締

結した郵便局株式会社の営業所（郵便局株式会社が業務を再委託したもの施設の含む。）における県税の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ゆうちょ銀行

東京都千代田区霞が関一丁目3-2

3 委託期間

平成19年10月1日から平成20年3月31日まで（ただし、期間満了前2か月前までに県又は株式会社ゆうちょ銀行から別段の意思表示がないときは、更に1年間有効とし、以後もこの例による。）

○愛媛県告示第1767号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成19年11月19日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
18	愛媛県猟友会 今治支部 越智 泉	愛媛県猟友会 今治支部	愛媛県猟友会 今治市越智郡支部

○愛媛県告示第1768号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局経済労働部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
フジグラン松前A	伊予郡松前町筒井茶屋分83 2-1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<ul style="list-style-type: none"> 国道56号の交通機能低下を招かないよう円滑な入出庫対策を実施すること。 湯水時に農業用水確保に影響がないようすること。 農業用水路の清掃に協力し実行すること。 公共下水の配備と排水計画図を明示し、開業までに供用開始されるか説明すること。また、農業用水路には排水しないよう配慮すること。 店舗計画地内の農業用水路及び農業用施設の配備を明示し説明すること。 光の影響による事故が起こらないよう道路通行に支障のない照明とすること。 計画地内に町道が通っているため、店舗への入出庫より町道の通行を優先すること。 若い人がたむろしないよう緊急警報装置や交番設置など環境整備すること。 周辺交通量の増加が予想されるため、国道・県道・町道の交差点には、歩行者優先、老人優先の信号機・横断歩道を設置すること。
フジグラン松前B	伊予郡松前町東古泉東浦67 6-1外		
フジグラン松前C	伊予郡松前町東古泉文五郎 分586外		

○愛媛県告示第1769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・豊田地区）の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御荘長洲地区）の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瀬戸谷地区）の施行に平成19年11月14日同意した。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1772号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町鈍川字下日浦庚 681、字日浦庚 683、庚 686 の 1、庚 686 の 3、庚 688、庚 689 の 1、庚 689 の 2、庚 690 の 1、庚 690 の 2、庚 693、庚 694 の 1、庚 694 の 4、庚 695 の 1、庚 695 の 2、字佛ヶ峠庚 698 の 2、庚 698 の 3、字竹力成庚 699、庚 700 の 14、字コツリ八庚 702 の 3、庚 702 の 5 から庚 702 の 9 まで、字白石庚 703 の 4、庚 703 の 5、字菰川庚 704 の 1、庚 704 の 2、庚 706 の 1、庚 706 の 3、庚 707 の 1、庚 708、字シデガヘラ庚 714 の 1、庚 714 の 2、庚 715 の 1、字日ウラ向庚 717 の 1、庚 717 の 2、庚 721、庚 723、字日浦岩スシ庚 724、庚 725 の 1、庚 725 の 2、字シシヲチ庚 745 の 1、庚 749、玉川町木地字一ノゴ辛 1 の 1、辛 1 の 4、辛 1 の 5、辛 1 の 9、辛 6 の 2、辛 6 の 6 から辛 6 の 10 まで、辛 6 の 15、字コノ谷辛 2 の 1、辛 2 の 2、辛 2 の 4、辛 2 の 7、辛 2 の 9、辛 14 の 1、辛 14 の 3、辛 14 の 5 から辛 14 の 15 まで、辛 14 の 17、辛 14 の 19 から辛 14 の 22 まで、辛 14 の 24 から辛 14 の 26 まで、辛 14 の 39 から辛 14 の 49 まで、辛 14 の 52、辛 15、字子コ谷辛 3 の 2 から辛 3 の 4 まで、辛 3 の 6、辛 3 の 7、字マル山辛 4 の 3、辛 4 の 5 から辛 4 の 10 まで、辛 4 の 12、辛 4 の 13、辛 4 の 16、辛 4 の 17、辛 4 の 20、辛 10 の 3、辛 10 の 6、字イノ谷辛 5 の 1 から辛 5 の 3 まで、辛 5 の 5 から辛 5 の 8 まで、字コマンコエ辛 8 の 2 から辛 8 の 4 まで、辛 8 の 6、字ゴヲノ谷辛 11 の 1、辛 13 の 1、辛 13 の 4、辛 13 の 5、字ヲトシ辛 13 の 2、字坊城ノ向辛 16 の 1 から辛 16 の 4 まで、辛 16 の 9、辛 16 の 10、辛

16 の 13、字松尾口辛 18 の 3、辛 18 の 6、辛 18 の 8、辛 18 の 10、辛 65 の 2、辛 65 の 3、字ボウシ口辛 19 の 2、辛 19 の 3、辛 19 の 5、辛 19 の 7、辛 19 の 10、字子シ畑辛 23 の 1 から辛 23 の 5 まで、辛 24 の 1、辛 24 の 2、字松ヲ谷辛 25 の 1、辛 25 の 2、辛 25 の 5 から辛 25 の 10 まで、辛 25 の 17、辛 25 の 20 から辛 25 の 23 まで、辛 25 の 27 から辛 25 の 31 まで、字ヒル谷辛 27 の 1、辛 27 の 5、辛 28 の 2 から辛 28 の 4 まで、辛 29 の 1、辛 29 の 5、辛 29 の 7、辛 31 の 2、字明神下辛 32 の 4、辛 32 の 5、辛 32 の 9 から辛 32 の 13 まで、辛 32 の 15、辛 33 の 1、辛 33 の 2、辛 33 の 8、辛 33 の 15、辛 33 の 18、辛 33 の 19、辛 33 の 22、辛 33 の 25、字篠カ成辛 34 の 1、辛 34 の 6、辛 34 の 9 から辛 34 の 11 まで、辛 34 の 17、字杉ノ窪辛 35 の 1、辛 35 の 4、字大ミゾ宮ノ谷辛 36 の 1 から辛 36 の 4 まで、辛 36 の 7、辛 36 の 8、辛 36 の 14、辛 36 の 15、辛 36 の 17、辛 36 の 21、辛 36 の 25、辛 36 の 34、辛 36 の 37、辛 36 の 40、辛 36 の 44、字大ミゾ辛 37 の 1、辛 37 の 4、辛 37 の 5、辛 37 の 9、辛 37 の 11、辛 37 の 13、辛 37 の 14、辛 37 の 18、辛 37 の 21、辛 37 の 24、辛 37 の 25、字大サコ辛 38 の 1、辛 38 の 2、辛 39 の 3、辛 39 の 4、辛 39 の 10、字チャセンボウル谷辛 40 の 3、辛 40 の 4、辛 40 の 9、字ケヤケ山辛 41 の 1、字石原畑辛 42 の 2、辛 42 の 3、辛 42 の 8、辛 42 の 9、辛 42 の 11、辛 42 の 13、辛 42 の 18、辛 42 の 26、字ドロボヤシキ辛 45 の 1 から辛 45 の 3 まで、字イノハナ辛 46 の 1、辛 46 の 3、字コバ谷辛 48 の 1 から辛 48 の 7 まで、辛 49 の 6、辛 49 の 7、字柿木谷辛 49 の 2、字コタマゴ辛 50 の 1 から辛 50 の 3 まで、辛 50 の 5、辛 50 の 9、辛 50 の 10、辛 50 の 12 から辛 50 の 14 まで、辛 50 の 18、辛 50 の 19、辛 50 の 24、辛 50 の 26、辛 50 の 27、辛 51 の 2、辛 52 の 2、辛 59、辛 60 の 2 から辛 60 の 4 まで、辛 61 の 2、辛 61 の 3、辛 62 の 2 から辛 62 の 4 まで、辛 63 の 1、字ケスケ谷辛 54 の 7 から辛 54 の 11 まで、辛 54 の 13、辛 54 の 16 から辛 54 の 21 まで、辛 54 の 25、辛 54 の 34、辛 54 の 39、辛 54 の 43、辛 54 の 49、辛 54 の 50、辛 54 の 54 から辛 54 の 57 まで、辛 54 の 63、辛 54 の 74、辛 54 の 75、字イシゴヤ辛 55 の 4、辛 55 の 10 から辛 55 の 13 まで、辛 55 の 15 から辛 55 の 18 まで、辛 55 の 22、辛 55 の 25、辛 55 の 27、辛 55 の 30、辛 55 の 34、辛 55 の 38、辛 55 の 39、辛 55 の 42、辛 55 の 49、辛 55 の 51、辛 55 の 57、辛 55 の 59、辛 55 の 60、辛 55 の 65、辛 55 の 69、辛 55 の 71、辛 55 の 74、辛 55 の 75、辛 55 の 79、辛 55 の 83、辛 55 の 90、辛 55 の 92 から辛 55 の 95 まで、辛 55 の 101 から辛 55 の 103 まで、辛 55 の 107、辛 55 の 111 から辛 55 の 113 まで、辛 55 の 118、辛 55 の 119、辛 55 の 122、字イシハラ谷辛 57 の 10、辛 57 の 19 から辛 57 の 21 まで、辛 57 の 24、辛 57 の 25、辛 57 の 35、辛 57 の 44、辛 57 の 49、辛 57 の 50、辛 57 の 52、辛 57 の 83、辛 57 の 86 から辛 57 の 91 まで、辛 57 の 96、辛 57 の 98、辛 57 の 103、辛 57 の 109 から辛 57 の 113 まで、字コタマゴ篠成辛 63 の 4、辛 63 の 11、辛 63 の 17、辛 63 の 23、辛 63 の 27、辛 63 の 29、辛 63 の 33、辛 63 の 35、辛 63 の 36、辛 63 の 39、辛 63 の 43、辛 63 の 45、辛 63 の 47、辛 63 の 49、字長尾口松尾辛 64 の 4、辛 64 の 5、辛 64 の 7、辛 64 の 14、辛 64 の 24、字松尾辛 66 の 1、辛 66 の 3、辛 66 の 4、字シノカナル辛 69、字奉公人ゴヤ辛 70 の 1、辛 70 の 4、辛 70 の 5、字長尾コヲカ谷辛 71 の 1、辛 71 の 2、辛 71 の 5、辛 71 の 6、辛 71 の 8、辛 71 の 9、辛 71 の 11、字ヨコグラ番辛 72 の 1、字杉ナル辛 72 の 2 から辛 72 の 4 まで、字コタマゴ谷辛 73 の 3、辛 73 の 6 から辛 73 の 8 まで、辛 73 の 10 から辛 73 の 15 まで、辛 73 の 17、辛 73 の 19、辛 73 の 21、辛 73 の 29、辛 73 の 30、辛 73 の 32 から辛 73 の 44 まで、辛 73 の 46、辛 73 の 48 から辛 73 の 52 まで、辛 73 の 54 から辛 73 の 56 まで、辛 73 の 60、辛 73 の 66 から辛 73 の 69 まで、辛 73 の 71、辛 73 の 73、辛 73 の 75、辛 73 の 77、辛 73 の 79、辛 73 の 80、

辛73の88、辛73の97、辛74の6、辛74の8、辛74の9、字ヨコグ
 ラ辛74の1、辛74の3、辛74の4、辛75の2、辛75の3、辛75の
 5、辛75の11、辛75の13から辛75の16まで、辛75の21から辛75の
 23まで、辛75の25、辛75の32、辛75の34、辛76の3、辛76の5、
 辛76の8から辛76の10まで、辛76の12、字竹力成辛77の3、辛78、
 字ホドロ辛80、辛81、辛82の3、辛82の5、字ケスケ辛83の4、
 辛83の6、辛83の7、辛84の1、辛84の3、辛84の4、辛84の6
 から辛84の9まで、辛85の2、辛85の3、字フ子辛86の2、字ゴ
 ンベ谷辛87の2、字ヨコクラ辛88の5、辛88の10、辛88の13、辛
 88の18から辛88の22まで、辛88の29、辛88の40、辛88の45から辛
 88の47まで、辛88の50

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以
 上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治
 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1773号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第
 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん
 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告
 示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
 あっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智 忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域

(1) 位置

今治市吉海町棕名148番1から同174番までの地先公有水面

(2) 区域

(ア) 第1工区

次の1点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点と
 1点を結ぶ線により囲まれた区域

基点(今治市吉海町棕名147番1地先の防波堤基準点鉾)
 は、北緯34度08分24秒2101、東経133度00分59秒9028の地点

- 1点は、基点から真北180度11分10秒7.70メートルの地点
- 2点は、1点から真北176度46分48秒1.58メートルの地点
- 3点は、2点から真北50度10分32秒10.53メートルの地点
- 4点は、3点から真北320度03分06秒0.77メートルの地点
- 5点は、4点から真北50度05分01秒4.90メートルの地点

- 6点は、5点から真北139度15分59秒0.80メートルの地点
- 7点は、6点から真北49度16分23秒5.74メートルの地点
- 8点は、7点から真北322度17分33秒0.78メートルの地点
- 9点は、8点から真北49度22分56秒4.93メートルの地点
- 10点は、9点から真北138度23分07秒0.75メートルの地点
- 11点は、10点から真北49度35分43秒18.27メートルの地点
- 12点は、11点から真北140度27分25秒0.81メートルの地点
- 13点は、12点から真北51度21分10秒27.45メートルの地点
- 14点は、13点から真北105度10分39秒32.70メートルの地
点

15点は、14点から真北130度35分30秒31.31メートルの地
点

16点は、15点から真北131度00分22秒40.21メートルの地
点

17点は、16点から真北221度15分29秒1.50メートルの地点

18点は、17点から真北74度57分31秒6.49メートルの地点

19点は、18点から真北305度11分44秒3.64メートルの地点

20点は、19点から真北40度52分11秒6.00メートルの地点

21点は、20点から真北300度55分20秒6.88メートルの地点

22点は、21点から真北301度36分40秒9.01メートルの地点

23点は、22点から真北309度00分51秒12.35メートルの地
点

24点は、23点から真北312度43分55秒17.56メートルの地
点

25点は、24点から真北309度05分34秒14.86メートルの地
点

26点は、25点から真北310度44分47秒11.83メートルの地
点

27点は、26点から真北296度53分17秒6.58メートルの地点

28点は、27点から真北293度57分03秒13.48メートルの地
点

29点は、28点から真北286度29分38秒6.54メートルの地点

30点は、29点から真北277度22分23秒5.30メートルの地点

31点は、30点から真北256度57分55秒5.80メートルの地点

32点は、31点から真北241度53分41秒8.93メートルの地点

33点は、32点から真北231度16分18秒37.16メートルの地
点

34点は、33点から真北235度40分49秒2.88メートルの地点

35点は、34点から真北252度11分28秒4.11メートルの地点

36点は、35点から真北227度36分33秒15.16メートルの地
点

37点は、36点から真北215度34分50秒0.93メートルの地点

(イ) 第2工区

次の38点から49点までを順次直線で結んだ線並びに49点と
 38点を結ぶ線により囲まれた区域

基点(今治市吉海町棕名147番1地先の防波堤基準点鉾)
 は、北緯34度08分24秒2101、東経133度00分59秒9028の地点

38点は、基点から真北99度02分58秒140.89メートルの地点

39点は、38点から真北221度23分46秒0.64メートルの地点

40点は、39点から真北291度06分17秒0.06メートルの地点

41点は、40点から真北222度29分49秒4.94メートルの地点

42点は、41点から真北130度04分03秒20.58メートルの地
点

43点は、42点から真北49度02分16秒0.12メートルの地点
 44点は、43点から真北130度10分11秒30.05メートルの地点
 45点は、44点から真北43度18分32秒3.35メートルの地点
 46点は、45点から真北125度38分19秒0.73メートルの地点
 47点は、46点から真北87度25分01秒0.40メートルの地点
 48点は、47点から真北68度25分03秒0.44メートルの地点
 49点は、48点から真北50度58分25秒1.56メートルの地点

(3) 面積
 第1工区 1,295.12平方メートル
 第2工区 285.09平方メートル
 合計 1,580.21平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 昭和50年6月5日 愛媛県指令49河第969号
 4 しゅん功認可年月日
 平成19年11月27日

○愛媛県告示第1774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	才之原菊間線	今治市菊間町浜3207番3から 同町浜3211番2地先まで	平成19年11月27日

○愛媛県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	才之原菊間線	今治市菊間町長坂272番2	平成19年11月27日

○愛媛県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地497番1から 同町出淵4番耕地424番1まで	旧	メートル 5.9~18.5	キロメートル 0.112	
			新	9.7~18.5	0.110	

○愛媛県告示第1777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	北条玉川線	松山市猿川甲48番3から 同市猿川甲877番3まで	平成19年11月27日

○愛媛県告示第1778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市西の土居町一丁目乙184番6地先から 同町二丁目乙124番2まで	平成19年11月27日